

事業場から公共下水道への排水に対する規制について

規制の骨子等について

1 これまでの経緯

事業場排水の規制については、平成20年6月に横浜市環境創造審議会に諮問し、11月に答申をいただきましたので、平成20年第4回市会定例会環境創造・資源循環委員会で、答申の概要及び今後の対応について説明を行いました。また、規制の実施について、10月から1月にかけて事業場へのヒアリングや市民意見募集を行いました。

2 規制の趣旨

この数年、時々、水再生センターに高濃度の窒素、りんが流入し、水再生センターの処理に支障をきたしかねず、また、公共用水域に過大な負荷を及ぼしかねない事態が生じています。このため、公共下水道に排水する事業場に対して窒素、りんを規制することにより、水再生センターの負荷を抑制し、人の健康の保護と富栄養化対策の一層の推進を図ります。

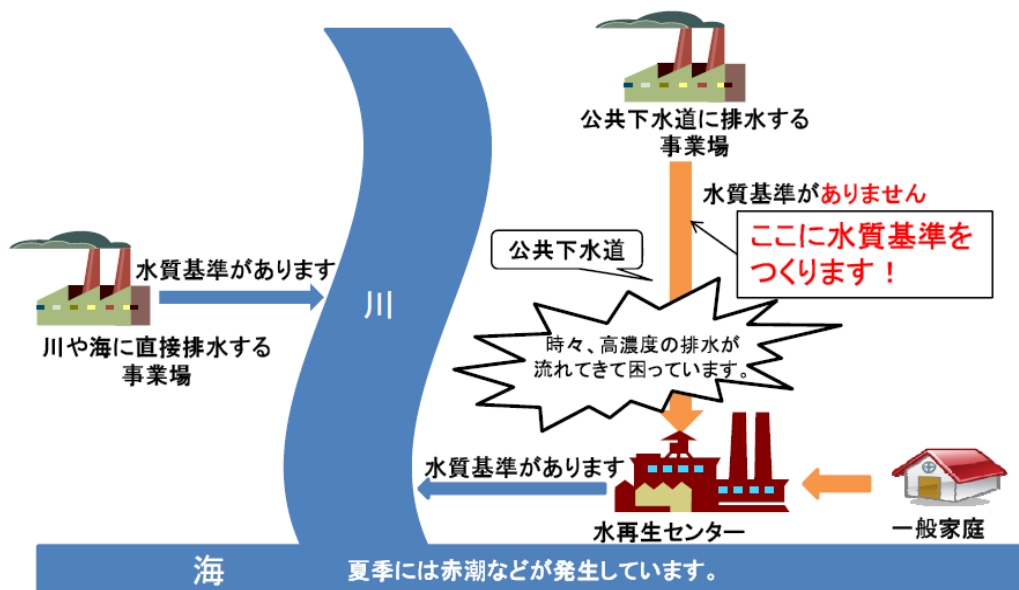


図1 窒素・りんの水質規制の現状

3 事業場ヒアリング及び市民意見募集

(1) 事業場ヒアリング

ア 実施期間

平成20年10月16日から11月7日まで

イ 対象者

主に高濃度排水の可能性のある市内33事業場

ウ 実施内容

窒素含有量、りん含有量、アンモニア性窒素等含有量の水質基準を設定するに当たり、排出量、排出濃度等の実態についてヒアリングし、必要に応じ、現場調査を実施

エ 主な意見

- (ア) 高濃度排水を回収し、産業廃棄物として処分する対策を考えている。
- (イ) 窒素・りんを含む原材料を、他の物質に転換する検討を進めている。
- (ウ) 排水濃度を下げるときの対応策を検討するには、猶予期間がほしい。

(2) 市民意見募集

ア 実施期間

平成20年12月3日から平成21年1月9日まで

イ 実施方法

環境創造局ホームページ、18区役所広報相談係の窓口にて応募用紙と資料を配布

ウ 主な意見

- (ア) 企業が守れるような基準とすべきである。
- (イ) 市民一人一人が、水のリサイクルを意識した取組を進めることが大切である。
- (ウ) 水再生センターで処理するから良いというのではなく、家庭からも事業場からも出来る限りきれいな排水を流すようみんなで協力していく必要がある。

4 規制の骨子(案)

横浜市環境創造審議会の答申に基づき、また、事業場ヒアリング・市民意見を踏まえて、横浜市下水道条例に窒素、りんの規制を追加することとします。(平成21年第1回市会定例会へ上程を予定)

(1) 規制項目

窒素含有量、りん含有量、アンモニア性窒素等含有量とします。

(2) 対象事業場

- ア 窒素含有量、りん含有量については、環境省令に定める排水基準の適用が、東京湾への排水に限られるため、水再生センターの処理水が東京湾へ流入する区域にある事業場が対象となります。
- イ アンモニア性窒素等含有量については、公共下水道へ排水する全ての事業場が対象となります。

(3) 水質基準

他都市の規制状況や事業場の排水実態等を勘案し、基準を定めます。

5 経過措置

施行にあたっては猶予期間を、水質基準については暫定基準を設けるなどの措置を検討します。

【参考1】 事業場ヒアリングの結果概要

(事業場数)

ヒアリングを実施した事業場		規制にあたり改善の必要性が想定される事業場	事業場の主な意見		
			対応策		要望
			排水を回収し、産業廃棄物として処分を検討する事業場	原材料を他の物質に転換する対策を検討する事業場	猶予期間を要望している事業場
業種					
電気メッキ	4	3	1	2	—
化学工業	4	2	1	1	—
非鉄金属製造業	3	2	2	—	—
産業廃棄物処理業	3	—	—	—	—
食料品製造業	8	2	2	—	1
洗濯業	3	—	—	—	—
金属製品製造業	8	5	5	—	5
計	33	14	11	3	6

【参考2】 市民意見募集の結果概要

(応募総数 34 通、53 件)

<p>1 規制の実施を要望するもの (33 件)</p> <p>○工場等の規制を行い、未来の子供達のために、川の中に入って遊べるようにしてほしい。</p> <p>○排出事業場に規制をかけないと、税金で設備投資をしていかなければならないので、不公平感がある。</p> <p>○各事業場は場内でできるだけ汚水処理をし、適正な排出基準を早く定めるべきである。</p>
<p>2 企業への配慮を求めるもの (9 件)</p> <p>○生活環境が改善されることは良いことであるが、企業が守れる基準とすべきではないのか。</p> <p>○新たな費用を負担する事業者の立場をよく考慮しながら、規制を進めていってほしい。</p> <p>○家畜の糞尿には大量の窒素・りんが含まれているが、畜産農家が廃業にならないような配慮をお願いする。</p>
<p>3 各家庭での市民の取組も必要とするもの (8 件)</p> <p>○川や海をきれいにする為には、各家庭でも取組が必要なのではないかと。</p> <p>○市民一人一人が、水のリサイクルを意識した取組を進めることが大切だと思う。</p> <p>○水再生センターで処理するから良いというのではなく、家庭からも事業場からも出来る限りきれいな排水を流すようみんなで協力していけると良いと思う。</p>
<p>4 その他 (3 件)</p> <p>○りんは集めて資源にするべきである。</p>

【参考3】 主な周辺自治体の規制の状況

(mg/L)

自治体	項目	水再生センターの処理水が 東京湾に流入する 区域にある事業場		水再生センターの処理水が 相模湾に流入する 区域にある事業場	
		排水量		排水量	
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
東京都	窒素含有量	120 未満	—	—	
	りん含有量	16 未満	—		
川崎市	窒素含有量	240 未満	—	—	
	りん含有量	32 未満	—		
横須賀市	窒素含有量	120 未満	—	—	
	りん含有量	16 未満	—		
藤沢市	アンモニア性窒素等含有量	—		380 未満	
平塚市	アンモニア性窒素等含有量	—		380 未満	
茅ヶ崎市	アンモニア性窒素等含有量	—		380 未満	